

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第二期中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成20年2月29日

厚生労働大臣 舩添 要一

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制の確立

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。

さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの 定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く）について、中期目標期間の最終年度（平成 24 年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）と比べて 23%以上節減すること。

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。

3 合理化の推進

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 自立支援のための取組

(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成 15 年 10 月）と比較して、3割縮減すること。

(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。

2 調査・研究

- (1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。

なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。

また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。

- (2) 成果の積極的な普及・活用

調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。

広報媒体を活用した情報発信

調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。

講演会等の開催

知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。

各種研究会等を活用した普及

全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。

3 養成・研修

次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。

また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。

4 援助・助言

重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う

ことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。

また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。

5 その他の業務

前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。

- 6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保
適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施
「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。